

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションと
「災害時等におけるレンタル資機材等の供給に関する協定」を締結しました

この度、災害時等におけるレンタル資機材等の供給体制を強化し、市民生活の早期安定を目指すため、次のとおり一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーションと協定を締結しましたのでお知らせします。

1 締結日

令和6年2月1日

2 締結者

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション 代表理事 梅木 孝治 氏
相模原市長 本村 賢太郎

3 協定締結の目的

災害時等に必要な資機材等を迅速に調達できるよう、救援体制を強化すること

4 協定の内容

災害時等において、市の要請に基づき一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション会員が必要な資機材等を供給することにより、市民生活の早期安定を図るもの

問合せ先
環境経済局 地域経済政策課
042-707-7542 (直通)

災害時におけるレンタル資機材等の供給に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下「乙」という。）とは、相模原市内で地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な資機材等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は災害時等における乙の甲に対する資機材等の供給について必要な事項を定めることにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 災害時等において、甲が資機材等を必要とする場合、甲は乙へ資機材等の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して乙の会員の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（協力要請）

第3条 災害時等において、甲が資機材等を必要とする場合、場所、品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、資機材等の供給を要請することができる。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等で要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第4条 資機材等の引渡場所は甲が指定する場所とし、甲は当該引渡場所で、品名、数量等を確認の上受領する。

2 前項に掲げる場合において、乙は自ら又は乙が指定する者（以下「運搬指定者」という。）が当該引渡場所まで資機材等を運搬するものとする。ただし、乙及び運搬指定者のいずれもがやむを得ない事情により運搬をすることが不可能なときは、甲又は甲が指定する者が運搬するものとする。

3 乙の会員は、前項の業務が終了したときは、書面により甲へ報告する。

（管理）

第5条 甲は、乙の会員より資機材等の供給を受けた時は、善良な管理者の注意をもって管理する。

（返却）

第6条 甲は、資機材等を用いた災害時等対応が終了した場合は、乙の会員に対し資機材等の撤去、搬出を依頼する。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

（費用の負担）

第7条 乙の会員が第2条の規定による協力業務に要した費用（原則、人件費を除く）は、原則として甲が負担する。その場合、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙の会員は、資機材等の引渡し後、費用の明細書を作成し、甲に費用を請求

する。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙の会員から前条の請求があった時は、その内容を確認の上、乙の会員に支払う。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材等の供給等について、情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 甲は、本協定を円滑に機能させるため、甲が実施する防災訓練等に乙へ参加を求めることができるものとする。

(損害の負担)

第12条 甲が乙の会員による資機材等の供給を受けた後、撤去するまでに資機材等に損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第13条 本協定に基づいて業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により、当該業務に関して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定の締結日から起算して1年を経過した日にその効力を失う。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも協定の解消の申し出がない場合は、さらに1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第15条 本協定について、疑義又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙がその都度協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年2月1日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長 本村 賢太郎

乙 品川区北品川5丁目1番18号
一般社団法人
ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事 梅木 孝治